

や

ま

く

ら

通信

～やまぐち・くらし安心ネット通信～

発行：山口県消費生活センター

平成30年2月5日

-205号-

消費生活トラブル情報

注目!

代金前払いのネット通販に注意!

相談事例



ネット通販で洋服を注文した。「商品は、入金確認後発送する。」とあったので、指定口座に振り込んだ。サイトにはクレジットカードが使えると記載されていたが、支払方法の「クレジットカード決済」を何度クリックしても開けず、結局、銀行振込しか選択できなかった。入金したことを通販業者に伝えたが、商品が送られて来ない。何度もメールで問い合わせたが一向に返事がない。

アドバイス



代金の支払方法が、前払いで銀行振込に限定されている通販サイトでトラブルが発生しています。代金前払いの場合は、支払ってしまうと被害の回復が非常に困難です。カード決済や後払いなど支払方法が選択できるか、事前に確認しましょう。また、振込先口座の名義人が、事業者名やネットショップ名とは異なる個人名義や、外国人名義の場合は、詐欺的な通販サイトに多いので注意しましょう。インターネット通販で不審な点があるときは、お住まいの消費生活センターにご相談ください。

参照先：東京都消費生活総合センターHP：<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/sodan/kinkyu/documents/171122.pdf>

山口県消費生活センター

TEL.083-924-0999(相談) / 083-924-2421(消費者教育)

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号

FAX.083-923-3407

山口県消費生活センター

検索

相談受付時間 【月～金】8:30～19:00 【土】8:30～17:00

※日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 【平日】9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前にご連絡をお願いします。

事例紹介

- 衝突被害軽減ブレーキ付き新車を購入したが、追突事故を起こした。機能が作動しないことがあると知らなかった。
- 軽自動車の新車を注文したが、標準装備だと思っていた衝突被害軽減ブレーキが付いておらず、購入時にオプションであるとの説明はなかった。後から追加できないと言われた。

注意点

- 衝突被害軽減ブレーキはあらゆる状況での衝突を防ぐ装置ではありません。人や自転車の急な飛び出しにはブレーキが作動しない場合がある等、先進安全装置の機能には限界があります。機能を過信せず、安全運転を心がけましょう。
- 車種、グレードにより先進安全装置が標準装備されている場合やオプション装備される場合があります。先進安全自動車を購入する際は、先進安全装置の有無をよく確認しましょう。

参照先：国民生活センターHP：[http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20180118\\_1.pdf](http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20180118_1.pdf)

お知らせ

悪質電話勧誘等被害防止キャンペーン



県では、悪質電話勧誘等による高齢者の被害防止を目的に、被害防止に有効な「警告メッセージ付き通話録音装置」等の対策機器の普及促進に取り組んでいます。このたび、高齢者の子や孫世代を主な対象とし、県内の商業施設等で「悪質電話勧誘等被害防止キャンペーン」を実施します。

実施日時	実施場所
2月 6日(火曜日)10～14時	ゆめタウン柳井(柳井市南町4丁目5-3)
2月 9日(金曜日)10～14時	ゆめタウン小野田(山陽小野田市中川6丁目4-1)
2月13日(火曜日)10～14時	ゆめタウン山口(山口市大内千坊6丁目9-1)
2月16日(金曜日)10～14時	ザ・モール周南(下松市中央町21-3)

参考：山口県HP：<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/press/201801/039511.html>

お知らせ

体験学習型 消費者教育施設

# 「まなべる」のご紹介

体験学習型 消費者教育施設

## まなべる

消費者力

## UP

賢い消費者になろう!

山口県消費生活センターでは、消費生活に関する各種の相談をお受けし、問題解決のための助言・あっせんなどを行っています。悪質商法等による被害は依然として後を絶たず、また、手口も年々巧妙・複雑化しているのが現状です。そのようなことから、「子どもから高齢者まで、体験しながら楽しく学べる空間」をつくり、多くの県民の皆様にご利用いただき、消費者被害の未然防止を図ります。

家族と、クラスの友達と、地域の仲間といっしょに、「学ぶ」「気づく」「知る」に対応できるコンテンツを体験し、より効果的に消費生活問題を「学べる」場所。それが消費者教育施設「まなべる」です。



1-2

「まなべる」は、専用端末で消費生活トラブルの疑似体験ができる体験ゾーンや、書籍やDVDの貸出を実施する情報ゾーンがあります。

### ○コンセプト「県民の消費者力UP」

「まなべる」では「体験」、「学習」し、いろいろな「情報」を得ることで、消費生活問題を学ぶことができます。「まなべる」を効果的に活用していただくことで、県民の皆様の消費者力向上を図ります。

### ○利用時間 平日 9:00～16:30(入場受付16:00まで)

### ○ネーミング&ロゴ

消費生活問題に関して「学べる」場所であり、皆様に対して「消費者問題の警鐘(ベル)を鳴らす」情報発信ステーションとしての機能もあつたことから、「まなべる」とネーミングしました。

消費者教育施設

## まなべる

体験 学習 情報



## 来て・見て・学んで 身につけよう消費者力!!

### ○消費生活体験ゾーン

- 契約
- ネット系トラブル
- 過債販売
- 対人系トラブル(キャッシュセールス他)
- 詐欺系トラブル
- 製品事故

各ブースに専用端末機を設置、オリジナルソフトで、消費生活トラブルの疑似体験ができます。自分の行動・対応をチェックしてみましょう。

### ○消費生活情報ゾーン

パンフレットや書籍など、消費生活に関する豊富な情報を閲覧できるコーナー。検索用パソコンでキーワード検索もでき、知りたい情報を簡単に入手することができます。DVDの貸出もしています。

### ○キッズルーム

「まなべる」には、子育て中の方にも気軽に利用していただけるよう、キッズルームを設けています。



### ○消費者教育ブース

消費者団体や市町の活動など地域での消費者教育を紹介しています。

### ○消費生活情報コーナー

入口前にもパンフレットなど豊富な情報を閲覧できるコーナーを設けています。

消費生活トラブルを体験しながら、楽しく学ぼう!

### ○まなべる学習室

消費者教育、啓発講座の開催など、多目的に活用できるスペースです。

「まなべる」を利用して、消費者力アップ!!



山口県消費生活センター TEL 083-924-0999 (相談) / 083-924-2421 (啓発)  
〒753-8501 山口県山口市滝町1-1 FAX 083-923-3407

山口県消費生活センター 検索

相談受付時間 【月～金】 8:30～19:00 【土】 8:30～17:00 ※日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 【平日】 9:00～16:30 (入場受付は16:00まで) ※団体利用を希望される場合は、事前にご連絡をお願いします。